

建設工事・測量等コンサルタント業務
入札等参加資格審査申請要領

八幡市内業者の方：令和8年度

八 幡 市

はじめに

令和8年度に八幡市が発注する建設工事及び測量等コンサルタント業務の入札等に参加するには、八幡市の入札等参加資格審査を受けなければなりません。

入札等参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ申請して下さい。

申請の手続

1 申請できる者

① 建設工事申請者

申請を行うには、次の各号のいずれにも該当しない者で、入札等参加資格審査の申請を行うときまでに、建設業法第27条の23に定める経営に関する事項の審査を受けたものでなければなりません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 本申請において求めている納税証明書において、市税及びその他納付金を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した事業に関する債務を履行していない者
- (5) 審査基準日の直前2年の営業年度にいずれの工種にも完成工事高（100万円以上）のない者
- (6) 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれにも加入していない者（ただし法令の規定により適用を除外されている者を除く）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 測量等コンサルタント業務申請者

申請を行うには、次の各号のいずれにも該当しない者でなければなりません。

- (1) 資格審査の対象となる業務について、次の登録を受けていない者
 - ア 測量を希望する場合、測量法第55条第1項の規定による登録
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備設計業務を除く）を希望する場合、建築士法第23条第1項の規定による登録
 - ウ 補償関係コンサルタント業務を希望する場合、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
 - エ 土木関係建設コンサルタント業務のうち建設コンサルタントを希望する場合、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 本申請において求めている納税証明書において、市税等及びその他市への納入金を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した事業に関する債務を履行していない者

- (5) 審査基準日の直前2年の営業年度に測量等実績高のない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 申請の期間及び申請先等

- (1) 申請期間 令和7年11月4日（火）～ 令和7年12月12日（金）午後5時
- (2) 申請方法 電子申請又は郵送（持参）
原則、電子申請によることとする。やむを得ず、郵送又は持参する場合は、平日午前9時から午後5時までの間とします。
- (3) 申請先 専用の申請サイト（BID-ENTRY）
郵送の場合は、〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75
八幡市役所 総務部 契約検査課

3 提出書類

提出書類は、次のとおりです。

建設工事（八幡市内業者）

○は必ず提出が必要。（○）は該当する場合のみ提出が必要。

	提出書類	説明	法人	個人
1	総合評定値通知書	建設業法第27条の23に定める経営に関する審査の総合評定値通知書（総合評定値Pが算出されているもの）。雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入が有又は除外であること。 審査基準日が令和6年5月31日以降のもので、最新のもの。 年間平均完工高100万円未満の業種は等級をつけない。	○	○
2	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	許可の有効期間が経過していて更新申請中の場合は、建設業許可申請書。所轄事務所受付印押印のものを添付すること。 市内に本店がなく支店等で申請する場合は、当該支店等の営業建設業種が記載されている証明書等を提出すること。	○	○
3	工事経歴書（様式1）	概ね直近1年分。必要事項が記載されていれば独自様式も可。	○	○
4	技術職員名簿	経審に添付した技術職員名簿の写し。経審提出後に変更があった場合は最新のもの。	○	○
5	監理技術者資格者証	監理技術者資格者証を所持している技術職員の資格者証の写し及び講習修了証の写し（資格者証裏面の記載でも可）。	(○)	(○)
6	ISO又はKESの認証の取得を証明するもの	ISO9001、ISO9002又はISO14001、KESステップ1及び2の認証のみ。	(○)	(○)
7	不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講の修了を証明するもの	不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会が実施する講習を受講している者のみ、証明するもの。 ただし、令和2年4月1日以降に受講したものに限る。 受講の申込み及び講習日等については（公財）京都府暴力追放運動推進センターHPを参照のこと。	(○)	(○)

8	建設業労働災害防止協会への加入を証明するもの	建設業労働災害防止協会に加入（同協会の京都府支部に所属する場合に限る）している者のみ。	(○)	(○)
9	建設機械等保有状況申告書(様式2)及び対応する貸借対照表の写し	貸借対照表は経営事項審査の総合評定値通知書審査基準日に対応するもの。(固定資産の「機械・運搬具」の残存価格を確認するため。)	(○)	(○)
10	建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿(様式3)及び建設機械の運転に係る免許証・技能講習終了証明書の写し	労働安全衛生法施行令第20条に定める建設機械の運転に係る免許を取得した者及び技能講習を終了した者の名簿。その名簿に記載された者の「免許証」又は「技能講習終了証明書」を併せて提出すること。	(○)	(○)
11	商業登記簿謄本	発行後概ね3か月以内のもの。	○	
12	代表者身元(分)証明書	発行後概ね3か月以内で、本籍地の市区町村が交付したもの。		○
13	営業所一覧表(建設工事)(様式4)	必要事項が記載されていれば独自様式も可。	○	○
14	印鑑登録証明書	法人は法務局、個人は市区町村。発行後概ね3か月以内のもの。	○	○
15	使用印鑑届兼委任状(様式5)	契約書に使用する印鑑を届け出ること。支店・営業所等で申請される場合は委任状も兼ねる。 要実印。	○	○
16	納税証明書【滞納、未納が無い証明書又は直近1年分の未納額0の証明書】	法人は①法人市町村民税 ②消費税(その3の3)、 個人は①個人市町村民税 ②消費税(その3の2)、 ①については、本店又は委任先支店のどちらでもよい。 ②については、本店のものとする。 発行後概ね3か月以内のものとする。	○	○
17	営業所技術者一覧(様式6)	必要事項が記載されていれば独自様式も可。	○	○
18	小規模工事受注申請書(様式7)	受注を希望する場合は、必要事項を全て記載すること。	(○)	(○)
19	交通安全施設工事受注申請書(様式8)	受注を希望する場合は、必要事項を全て記載すること。	(○)	(○)
20	資本関係に関する事項等の申告書(業態調書)(様式9)	「資本関係、人的関係のある会社の同一入札への制限について」を確認のうえ、必要事項を全て記載すること。	○	○

○添付書類に関する注意事項

- (1) 使用印鑑届兼委任状の印鑑については、使用印及び実印を押印してください。
- (2) 資格者証及び講習修了証については、資格者が多数おられる場合、10人程度に分で結構です。
講習修了証は、監理技術者講習が延期になっている等で申請時に提出できない場合、後日提出をお願いします。

測量等コンサルタント業務（八幡市内業者）

○は必ず提出が必要。

	提出書類	説明	法人	個人
1	測量等コンサルタント業務実績調書（様式10）	必要事項が記載されていれば独自様式も可。	○	○
2	技術者経歴書（様式11）	必要事項が記載されていれば独自様式も可。	○	○
3	営業所一覧表（測量等コンサルタント業務）（様式12）	必要事項が記載されていれば独自様式も可。	○	○
4	登録証明書等	登録を受けている事業及び各種資格者を証明するもの。	○	○
5	財務諸表	最近1営業年度のもの（決算報告書等）。	○	○
6	商業登記簿謄本	発行後概ね3か月以内のもの。	○	
7	代表者身元（分）証明書	発行後概ね3か月以内で、本籍地の市区町村が交付したもの。		○
8	印鑑登録証明書	法人は法務局、個人は市区町村。発行後概ね3か月以内のもの。	○	○
9	使用印鑑届兼委任状（様式5）	契約書に使用する印鑑を届け出ること。支店・営業所等で申請される場合は委任状も兼ねる。 要実印。	○	○
10	納税証明書【滞納、未納が無い証明書又は直近1年分の未納額0の証明書】	法人は①法人市町村民税 ②消費税（その3の3）、 個人は①個人市町村民税 ②消費税（その3の2）、 ①については、本店又は委任先支店のどちらでもよい。 ②については、本店のものとする。 発行後概ね3か月以内のものとする。	○	○
11	資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）（様式9）	「資本関係、人的関係のある会社の同一入札への制限について」を確認のうえ、必要事項を全て記載すること。	○	○

○添付書類に関する注意事項

使用印鑑届兼委任状の印鑑については、使用印及び実印を押印してください。

4 その他

◎ 申請事項の変更について

申請事項に変更があった場合は、専用の申請サイト（BID-ENTRY）又は「指名競争入札等参加資格申請書変更届」（メール又は郵送等）により、速やかに届け出てください。

必要書類等の詳細については、八幡市ホームページの「入札・契約」→「競争入札等参加資格」→「指名競争入札参加資格審査の変更手続きについて」を参照してください。

また、経営規模等評価結果通知書の更新、建設業許可番号等の変更及び入札等参加資格の承継については、八幡市ホームページ「入札・契約」→「競争入札等参加資格」→「経営事項審査結果通知書の提出・入札参加資格申請書等の記載事項の変更・一般競争（指名競争）の参加資格の承継について」を参照してください。

◎ 資格審査申請及び添付書類について

故意に虚偽の事実を申請した者は、八幡市の入札等に参加する資格を認められません。

◎ 八幡市内業者の建設工事における資格審査の結果について

各業種の等級は、令和8年3月頃に、八幡市ホームページに掲載する予定です。なお、等級をつけない場合は、登録名簿には掲載しません。

問い合わせ先 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地

八幡市役所 総務部 契約検査課

TEL (075) 983-2201

小規模工事受注希望の申請について
(八幡市内建設業者の方のみを対象としています)

申請されない場合、特別な理由を除き、小規模の土木・建築工事の受注ができなくなります。

- (1) 小規模工事とは、契約金額が原則 50 万円以下（消費税込み）の工事です。
- (2) 令和 8 年度建設工事入札等参加資格審査申請の提出書類に不備があり、参加資格を得ない者は、登録できません。
- (3) 希望業種の建設業許可がない場合は、登録できません。
- (4) 希望業種の経営事項審査結果の平均完成工事高が無い場合は、登録できません。
- (5) 市が決めた順番で、原則として、1 工事につき概ね 3 者から見積を徴して、最低価格の者（かつ設計価格以下）に工事を発注します。
- (6) 緊急工事等で、状況によっては 1 者特命で発注することもあります。
- (7) 登録できる建設業の業種は、土木一式工事（経審 P 点 900 点未満に限る）、建築一式工事（経審 P 点 830 点未満に限る）とします。
- (8) 上記 2 業種以外は、登録をしていただく必要はありません。

●資本関係、人的関係のある会社の同一入札への制限について

資本関係・人的関係の取り扱い

・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

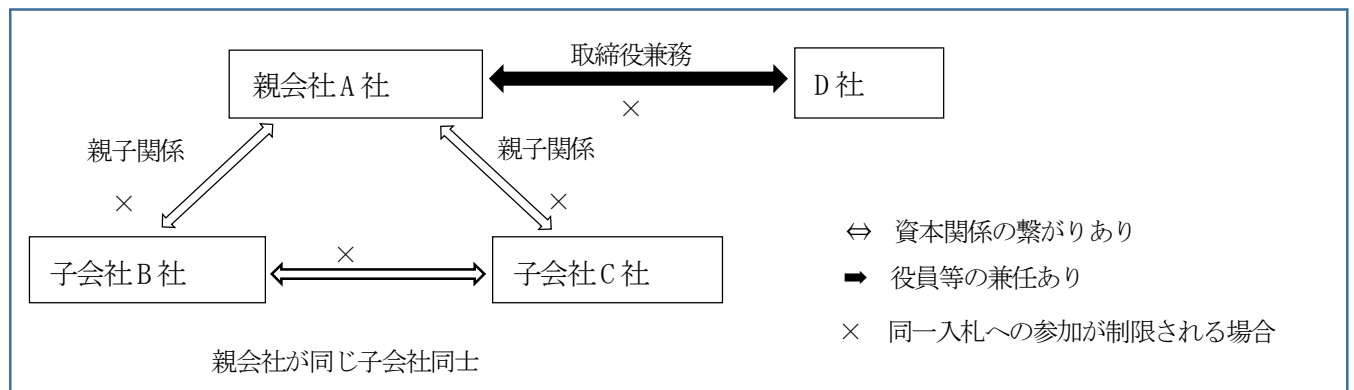
※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。
- ②一方の会社の役員等が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

※①については、会社の一方が更生会社または再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。



親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

第2条第3号 子会社の定義

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社の定義

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

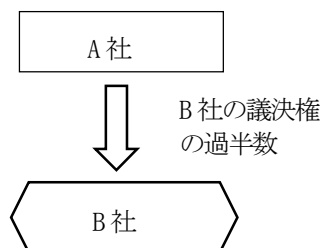
役員等の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
 - ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - ④委員会設置会社における執行役又は代表執行役
 - ⑤個人事業主及び組合の役員
- ※監査役及び執行役員は、該当しません。

※資本関係及び人的関係に該当する者、若しくは資本関係又は人的関係に該当する者を以下「親子会社等」という

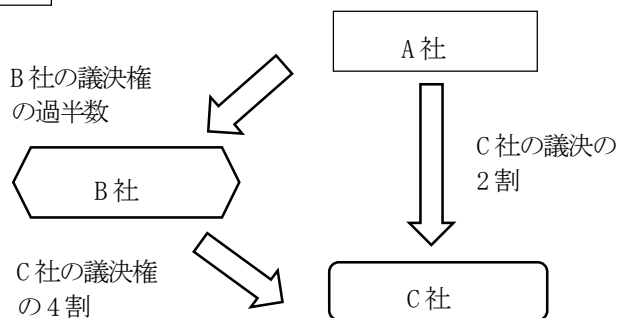
○親会社と子会社の例

ケースⅠ



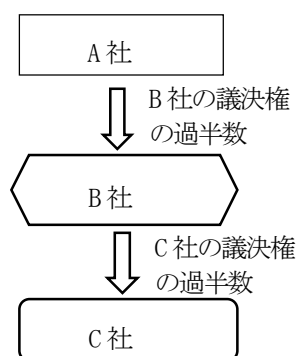
A社は、B社の「親会社」
B社は、A社の「子会社」

ケースⅡ



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

ケースⅢ



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。